

長井市週休2日確保工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、長井市が発注する建設工事の工事現場において、週休2日を確保する工事（以下「週休2日確保工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

建設工事（営繕工事を除く）においては、工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいい、営繕工事においては、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 4週8休以上

対象期間の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する発注形式

(6) 受注者希望型

受注者が、週休2日に取り組むことを選択する発注形式

(対象工事及び発注方式)

第3条 長井市が発注する全ての工事を週休2日確保工事の対象とする。ただし、次の各号に該当する工事は除くものとする。

(1) 緊急を要する工事（災害復旧を含む）

(2) 通年維持工事

(3) 修繕工事

- (4) 対象期間が30日未満の工事
 - (5) 市長が対象工事に適さないと判断する工事
- 2 発注者指定型で発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、受注者希望型で発注することができる。

(取扱い等)

第4条 発注者は、当該工事を週休2日確保工事として発注する場合はその旨及びその発注形式を、週休2日確保工事として発注しない場合はその理由を、それぞれ入札説明書及び特記仕様書に記載する。

- 2 受注者は、週休2日確保工事を実施する場合、工事打合簿等において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、週休2日を確保する工程表を作成し、発注者と協議するものとする。
- 3 受注者は、週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款22条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。
- 4 受注者は、やむを得ない理由で休日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者に届け出るものとする。
- 5 受注者は、週休2日確保工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿等で実施状況を協議するものとし、協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。
 - (1) 振替休日が反映された工程表等
 - (2) 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等の書類
- 6 営繕工事においては、発注者は、余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工事のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定するものとする。特に新営工事については、一般社団法人日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用するものとする。
- 7 受注者希望型について、受注者は契約締結後、施工計画書提出前に週休2日確保工事を実施するか否かについて協議を行うものとする。なお、実施しない場合であってもペナルティは科さない。
- 8 第2項、第4項及び第5項の規定は、営繕工事についてはこの限りでない。

(その他)

第5条 工事費の積算については、山形県県土整備部が定める「山形県県土整備部週休2日確保工事実施要領」及び「営繕工事における週休2日確保工事実施要領」並びに山形県農林水産部が定める「山形県農林水産部週休2日確保工事実施要領」の規定に準ずる。

- 2 週休2日確保工事における工期の考え方は、別紙1に基づくものとする。ただし、営

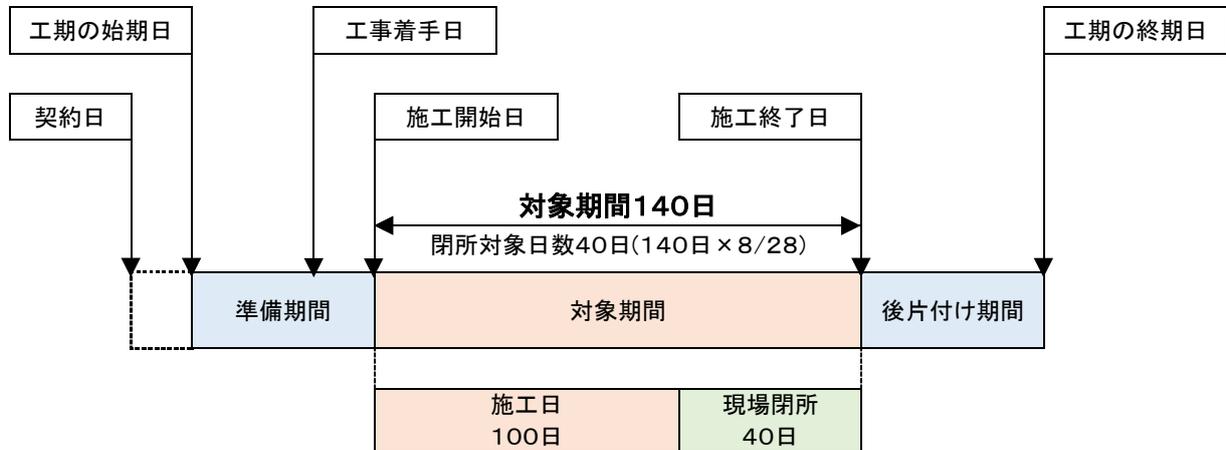
繕工事についてはこの限りでない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

週休2日確保工事における工期の考え方について

1. 週休2日を確保するイメージ



※上図では対象期間内の現場閉所日数が40日以上となれば「4週8休以上」

- (1) 発注者が設定する「準備期間」と「後片付け期間」の日数を特記仕様書に記載する。
- (2) 「準備期間」とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間をいい、「工期の始期日」から「施工開始日」までをいう。
- (3) 「施工開始日」とは、本体工事（工事目的物を施工するための工事）や仮設工事（工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事）を着手する日をいう。
- (4) 「対象期間」とは、「準備期間」及び「後片付け期間」を除く「施工開始日」から「施工終了日」までの期間をいう。なお、年末年始休暇、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (5) 「施工終了日」とは、現場での施工が終了した日をいう。ただし、「施工終了日」から「工期の終期日」までの日数が、特記仕様書に記載している「後片付け期間」の日数を下回った場合は、特記仕様書の日数から設定される「施工終了日」を優先するものとする。
- (6) 「後片付け期間」とは、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。
- (7) 現場閉所予定日以外に、雨天等又は以下の理由により休工した場合は、現場閉所日としてカウントできる。
 - ・災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合
 - ・異常気象等による安全パトロール
 - ・現場見学会等、現場を公開する場合など
 ※上記以外の理由の場合は、受発注者間の協議による。
- (8) 仮に1箇月単位で4週8休を実現しなくても、対象期間内で8日／28日以上を閉所していれば、週休2日として扱う。

2. 設計変更のタイミング

受注者が週休2日確保工事を実施した場合は、現場閉所状況に応じて最終契約変更時に経費の補正を行うが、週休2日の実施状況を確認でき次第、設計変更できるものとする。